

マイボトル用給水機設置及び保守管理業務に関する仕様書

1 業務名

マイボトル用給水機設置及び保守管理業務

2 設置場所

市内公共施設 32 施設（詳細は対象施設一覧のとおり）

3 給水機の賃貸借及び保守管理期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

4 給水機の仕様

- (1) プラスチックごみの削減及び温室効果ガス削減の観点から、環境負荷の少ない水道直結式のものであること。
- (2) マイボトルに衛生的な給水が可能なものであること。
- (3) 常温水及び冷水（概ね10℃以下）を容易に切り替えて給水できること。また、火傷等の事故防止のため、温水は給水できない仕様であること。
- (4) 感染症拡大防止のため、給水機側の抽出口とマイボトルが直接接触しにくい等の対策（【例1】抽出口が二重構造【例2】給水機にマイボトルを直接押し付けることにより、手指で機器に触れずに給水が可能な機種）が講じられていること。
- (5) 以下のサイズを超えないこと。
 - ア スタンド式 幅400mm×奥行600mm×高さ1,400mm
 - イ 卓上式 幅300mm×奥行550mm×高さ550mm

5 給水機の設置

- (1) 市の指示に従い、設置位置を決めること。
- (2) 給水機は、市と日程調整の上、令和8年6月中を目途に設置すること。
- (3) 事前に市と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (4) 給水機の設置位置に、市の既設機器が設置されている場合は、破損させることなく丁寧に取り外し、市に引き渡すこと。
- (5) 給水機の設置位置に、他事業者の給水機が設置されている場合は、納入者及び撤去者間で調整の上、1か月以内に入れ替えること。
- (6) 給水機に接続する水栓、電源等は、市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。
- (7) 給水機の利用状況を把握するため、市が用意する流量計を市が指定する給水機に取り付けること。なお、技術的に困難な場合はこの限りではない。
- (8) 設置時に発生した不要物は速やかに回収し、納入者が適法、かつ、安全に処分すること。
- (9) 上記（1）から（8）の作業に必要な費用は、全て納入者の負担で行うこと。

6 給水機の移設

設置した給水機について、賃貸借期間中に移設の必要が生じた場合は、市の指示に従い、納入者が移設作業を行うこと。

7 給水機の撤去

賃貸借期間満了時には、納入者の負担において、速やかに機器一式の撤去を行い、

給水機設置前の状態に現状復帰させること。ただし、引き続き同内容の契約を再度締結する場合は、給水機をそのまま据え置くこととする。

8 給水機の保守管理

- (1) 賃貸借期間中、機器が適切に稼働するよう必要な保守点検を賃貸借及び保守管理期間内に6か月期間程度空けて2回以上定期点検を行うこと。
- (2) 機器に故障等の不具合が発生した場合は、これらを直ちに回復させるよう保守業務を行うこと。また、すぐに機能が回復しない場合は、代替機器を用意すること。
- (3) 給水機の不具合全般に対して、迅速に復旧できる体制を確保すること。

9 その他特記事項

- (1) 給水機の使用による電気代及び水道代は、市の負担とする。
- (2) 関連法令等を遵守し、本事業を実施しなければならない。
- (3) プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及啓発に関して、必要な資材の市への提供、市が主催する各種イベントへの参加、各種イベントの企画立案等、市の環境啓発に協力すること。
- (4) 市が給水機の設置施設又は設置場所の変更を指示した場合、給水機の移設に伴う費用は全て納入者の負担で行うこと。撤去の場合も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議の上、履行すること。

10 支払条件

毎翌月払い